

令和5年3月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第15号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和4年(行ウ)第5号)

口頭弁論終結日 令和5年1月25日

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人

石川県知事 馳 浩

同 訴訟代理人 弁護士

小 堀 秀 行

同

森 岡 真 一

同 指 定 代 理 人

田 中 幹 樹

同

小 杉 浩

同

中 島 誠

同

高 橋 美 帆

同

島 崎 拓 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1及び2の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和3年5月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要 (以下、略称は原判決の例による。)

1 本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である控訴
人、石川県議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（本件
各議員）が令和2年度に県から交付を受けた政務活動費につき、対応する同表
「違法支出額合計」欄記載の金額を違法に支出し、これに相当する金員を県に
5 対して不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を違法に怠
っているとして主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人
に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和3年5
月1日（令和2年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支
払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を請求すべきこと
10 を求める事案である。

原審が、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人がこれを不服と
して控訴した。

2 関連法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記
3のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理
15 由」欄の第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

(1) 原審は、政務活動費に関する支出の違法性判断の枠組みについて、政務調
査費の経費判断に係る最高裁判決（最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25
年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）を根拠にし
20 ているが、本件は、政務活動費について定めた法律に基づく石川県政務活動
費の交付に関する条例（本件条例）の政務活動に要する経費の内容で規定さ
れた経費についての判断であるから、政務調査費の判断枠組みを用いること
はできない。

(2) 原審は、控訴人において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支
25 出でないことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証した場合
には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認さ

れ、控訴人は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、
本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、②当該支出の対象とな
る行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる
調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事
5 実を主張立証する必要があると解されるとするが、使途について知悉し、資
料も所持していることが通常である議員についてはこのように解することが
できたとしても、議員でない一般の住民の主張立証の根拠とすることは不当
である。

(3) 原審は、石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（本件マニュアル）で
10 定めている政務活動費使途基準表を規範視して政務活動費に関する支出の違
法性を判断しているが、地方自治法100条14項後段に基づく本件条例2
条2項及び同別表の政務活動に要する経費の内容規定を無効化するものであ
り、憲法76条3項及び94条に反するものであり、理由不備がある。

(4) 原判決には、稲村議員の調査研究費のうち、控訴人が主張する年会費32
15 支出及び会費3支出の合計35支出に係る控訴人の請求が記載されておらず、
主文が正当であることを示す主張について記載すべき事実の記載をしていな
い。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由
20 は、下記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、
原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用
する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、政務調査費に関する最高裁判決の判断枠組みは政務活動費に関
25 する本件では適用されないと主張するが、政務調査費は、議会の議員の調査
研究に資するため必要な経費の一部として交付されていたところ（平成24

年法律第72号による改正前の地方自治法100条14項)、同改正により、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されることとなり、使途が拡大され、交付の対象及び額のみならず、経費の範囲をも条例で定めるなどの改正がされたことに伴い、名称が変更されたものである(同改正後の同法100条14項)。このような経緯を踏まえると、議員の政務に関し公費から交付された金銭の支出が適法であるか否かという論点の判断枠組みは、その名目が政務調査費であるか政務活動費であるかによって異なると解すべき理由はない。

5
10
(2) 控訴人は、原審の説示する条例所定経費に該当する支出でないことの主張立証方法について、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である議員についてはこのように解することができたとしても、議員でない一般の住民の主張立証の根拠とすることは不当であると主張する。

15
20
25
しかし、条例所定経費に該当する支出でないことの主張立証責任に関する原審の説示(原判決12頁6行目から17行目まで)は、住民側の主張立証責任を軽減するものであって、住民側に無理を強いる不当なものとはいえない。すなわち、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、本来、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないところ、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し資料も所持していることが通常であることを踏まえて、住民側で主張立証すべき事項を条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる外形的事実の存在にとどめ、支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証すれば上記外形的事実の存在が主張立証されたものとする事により、住民側の主張立証責任を軽減するものである。

したがって、主張立証責任に関する原審の判断が不当ということはい

5 (3) 控訴人は、本件マニュアルで定めている政務活動費使途基準表を規範視して政務活動費に関する支出の違法性を判断することは憲法に反すると主張するが、本件マニュアルの内容を条例所定経費の解釈の指針として参照することが相当であることは、原判決を引用して説示したとおりであり、原審の判断に控訴人が主張するような違憲性はない。

10 (4) 控訴人は、原判決が稲村議員の調査研究費のうち、控訴人が主張する年会費32支出及び会費3支出の合計35支出に係る控訴人の請求を記載していないと主張する。

この点、控訴人は、訴状において、「(稲村)議員が実施した調査研究に係る政務活動に要する経費であることを証する書面を…提出していない」と主張しており(4頁)、これを受けて、原判決は、「事実及び理由」欄の第2の5(1)(原告の主張)ア(6頁12行目以下)において、各経費共通の主張として、本件各議員が条例所定経費であることを証する書面を提出していないという控訴人の主張を摘示しているから、控訴人の請求を記載していないとの主張は失当である。なお、この主張に対する原審の判断も、原判決「事実及び理由」欄の第3の1(3)に記載されている。

(5) その他、控訴人が種々主張する点を考慮しても、上記判断は左右されない。

20 3 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

25 裁判長裁判官

吉田尚弘 

裁判官

加藤 靖 

5

裁判官

平野 剛史 

これは正本である。

令和5年3月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚 林 卓

